

令和 7 年 6 月 1 9 日

(名称) 東員町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

東員町内の公共交通は、三岐鉄道北勢線及び四日市市との境界地域を通る三岐鉄道三岐線の鉄道 2 路線と、地域間幹線系統である民間路線バスの三重交通桑名阿下喜線が東西方向の公共交通軸となっており、これらを補完し接続する形で南北方向にコミュニティバス（オレンジバス）が運行している。

オレンジバスは、朝夕便の南北急行線・東部急行線、昼便の南北線・東部線の 4 路線で構成しており、町内人口の約半数を占める北部団地から中部の北勢線東員駅と穴太駅を通り、南部の三岐線北勢中央公園口駅までを連絡し、町内移動を担う重要な公共交通となっている。

オレンジバスの朝夕便は、三岐鉄道や民間の幹線路線バスとの乗り継ぎにより、主に高校生の通学や社会人の通勤手段としての役割を担っている。

昼便は、主に高齢者や車を運転できない方等のスーパー等への買い物、診療所への通院等のための移動手段として利用されており、両路線とも町民の生活に必要な公共交通として機能している。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響もあり利用者数は減少傾向で、行政による費用負担の増加につながっている。様々な利用促進活動により令和 5 年度は利用者数増加に転じたものの、令和 6 年度は再び減少となった。

町民の移動を確保することは日常生活の維持、向上だけでなく、本町への定住を促し、まちづくりにも大きく寄与するものであるため、町内の公共交通機関の中軸としての鉄道、路線バスを始め、交通弱者利用の多いオレンジバスを維持する重要性が益々高まっている。

特にオレンジバスは、町内移動の要であるとともに、町内には大きな総合病院や高校などがないことから、隣接市町への通院、沿線に立地する高校へ通学するための三岐鉄道や民間の幹線路線バスへ接続する二次交通手段として広域移動にも寄与する重要な路線であり、運行を維持する必要性は高い。

また、オレンジバスを含む公共交通を維持することで、高齢者の運転免許証の自主返納を促し、近年全国で増加している高齢者等による交通事故の防止と外出しやすい環境づくりに寄与している。

このような背景のもと、令和 3 年 3 月に「東員町地域公共交通計画」、令和 5 年 8 月に「東員町地域公共交通利便増進実施計画」を策定（令和 5 年 6 月に改訂版を策定）し、「公共交通が暮らしを支えるまち」を実現するため、鉄道・路線バス・コミュニティバス・タクシー・地域住民の共助による送迎サービスの取り組みなどの輸送資源を総動員し、持続可能な公共交通ネットワークを構築し、町民をはじめとする人々の移動の利便性を向上させる事業を実施している。

令和 5 年 10 月、東部線を大規模商業施設まで延伸し、南北線については大規模商業施設への所要時間短縮、便数の少ない稲部地区路線の増便を行い、利便性向上を図っている。

今後も、地域公共交通確保維持改善事業の適用によりオレンジバスの運行を確保・維持し、交通弱者や高齢者を始めとした町民の安全・安心な日常生活の維持・向上に必要な生活交通手段を存続していくことが必要である。

※四日市市及び桑名市の地域公共交通計画にオレンジバスを位置付けない理由について

オレンジバス南北線は四日市市の北勢中央公園口駅と桑名市のサンシパークに、オレンジバス南北急行線は北勢中央公園口駅に、オレンジバス東部線はサンシパークに乗り入れている。北勢中央公園口駅は隣接市町への広域移動のため、サンシパークは日常の買い物のための移動手段として、主に東員町民が利用しており、町民の生活交通として必要なた

めである。

また、四日市市、桑名市ではオレンジバスの費用負担をしておらず、補助申請をしていない。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【目標】 () 内は、直近の実績

	利用者数	運賃収入額	収支率
南北線・ 南北急行線	71,202 人以上 (61,947 人)	7,232 千円以上 (8,367 千円)	15%以上 (15.6%)
東部線・ 東部急行線	12,642 人以上 (13,758 人)	1,284 千円以上 (3,849 千円)	
合 計	83,844 人以上 (75,705 人)	8,516 千円以上 (12,216 千円)	
備 考	・ 目標値は R1.10.1 から R2.9.30 までの実績 ・ 実績は R5.10.1 から R6.9.30 までの値	・ 目標値は令和元年度の実績 ・ 実績は令和 6 年度の値	・ 実績は令和 6 年度の値

※南北急行線はフィーダー補助対象路線ではありませんが、南北急行線を除いた数値の算出が困難なため、南北急行線を含むデータとしている。

(東員町地域公共交通計画 P22、24 参照)

(2) 事業の効果

- ①オレンジバス運行を維持することにより、通勤や通学、通院、買い物利用者及び高齢者等の日常生活に必要な移動が確保される。また高齢者、学生、障がい者などの交通弱者が公共交通を利用して移動ができる環境を整備することで外出支援にもつながり、町民の社会参加を促し、心身ともに健やかで活動的な生活に寄与する。
- ②運転免許証の自主返納の促進に寄与し、高齢者等による交通事故を減少につなげる。
- ③オレンジバスは、三岐鉄道北勢線東員駅・穴太駅、三岐鉄道三岐線の北勢中央公園口駅のほか、桑名市・いなべ市・四日市市と連絡する路線バスや、名古屋市と連絡する高速バスとも接続しており、広域圏の移動の二次交通手段として機能し、効率的な公共交通体系を実現できる。
- ④町の観光資源である大規模な商業施設や中部公園、ヴィアティン三重（サッカーチーム）のホームスタジアムである本町のスポーツ公園陸上競技場へのサッカー観戦など、来町者の移動手段として活用し、公共交通と観光が連携することで、来町者を確保することにつながり、本町の交流人口の増加、活性化に寄与する。

(東員町地域公共交通計画 P8～13 参照)

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

実施事業	実施主体
①生活交通を考える会の継続 ・ 公共交通に係る各種事業の提案や実施を行うために、年数回開催している「東員町生活交通を考える会」を継続する。 (東員町地域公共交通計画 P22 参照)	住民、東員町

②オレンジバスと鉄道及び路線バスとのダイヤ調整・案内の充実 ・オレンジバスについて、鉄道駅及び路線バスにおける乗継の利便性向上を図るため、運行ダイヤの調整、案内の充実を行う。 (東員町地域公共交通計画 P 2 3 参照)	三重交通(株)、八風バス(株)、三岐鉄道(株)、東員町
③オレンジバスの再編 ・オレンジバスの行き先がわかりにくいという声や交通空白地に対応するために、生活交通を考える会の議題としてわかりやすいルートを検討する。 ・昼便については、多くの居住地、多様な施設を巡回するルートとなっているため、南北線と東部線の役割分担を明確にしたうえで、利用者の行き先を考慮し、利用の少ない区間は廃止にするなど、利便性の高いルートに見直す。 ・バス利用者乗降データを活用し、適宜利用者ニーズを把握する。 ・ルートの見直しに合わせて、鉄道、路線バスとの接続を調整し、ネットワーク全体としての利便性を確保する。 (東員町地域公共交通計画 P 2 4 参照)	三重交通(株)、八風バス(株)、三岐鉄道(株)、東員町
④おでかけ元気バス事業の実施 ・町内在住の75歳以上の高齢者及び65歳以上75歳未満で運転免許証を返納した方を対象に、オレンジバスの運賃を半額とする「おでかけ元気バス」を配布する。 (東員町地域公共交通計画 P 2 6 参照)	東員町
⑤子どもたちの移動支援 ・オレンジバス運賃について未就学児の無料を継続する。 ・オレンジバス運賃について小学生運賃(100円)を継続する。 (東員町地域公共交通計画 P 2 6 参照)	東員町
⑥公共交通利用を促進する情報提供 ・鉄道、路線バス、オレンジバスを掲載した総合的な公共交通マップやホームページの作成、経路検索など、公共交通利用を促進するための情報提供を実施する。また、公共交通は安全、安心そして便利であることをアピールし、利用促進を図る。 ・マップなどについては、一般向け、高校生向けなどを作成する。町内事業所などへの配布などにより、町民のほかに町内従業者などへの公共交通利用促進につなげる。 (東員町地域公共交通計画 P 2 7 参照)	三重交通(株)、八風バス(株)、三岐鉄道(株)、タクシー各社、東員町、北勢線事業運営協議会
⑦公共交通利用促進イベントの実施 ・北勢線のサンタ電車運行時にオレンジバスの無料乗車券を配布する取り組みや、町のイベントでのバス乗り方教室など、バス利用促進活動を継続して実施する。 ・イベント開催時には、会場へのアクセスに公共交通利用を促すなど、各種イベントなどを契機に公共交通の利用促進を図る。 (東員町地域公共交通計画 P 2 7 参照)	三重交通(株)、八風バス(株)、三岐鉄道(株)、タクシー各社、関係団体、東員町
⑧バスロケーションシステムの活用 ・バスロケーションシステムを活用し、オレンジバスをより便利に利用できるよう情報提供を行う。 ・バスロケーションシステムと連動する乗降センサーを活用し利用者ニーズを詳細に把握し、交通施策に反映する。 (東員町地域公共交通計画 P 2 8 参照)	八風バス(株)、三岐鉄道(株)、関係団体、東員町

⑨公共交通の「見える化」の推進 ・検索サービス、地図アプリへの掲載など、公共交通が利用しやすくなるよう公共交通の「見える化」を推進する。 (東員町地域公共交通計画 P 2 8 参照)	三重交通(株)、八風バス(株)、三岐鉄道(株)、タクシー各社、関係団体、東員町
⑩観光資源の活用 ・町の観光資源である中部公園をおすすめスポットとして公共交通と連携した利用を広くPRする。 ・町陸上競技場をホームスタジアムとして活動するサッカーチームと連携するなど、観光と公共交通の関係を深め東員町の魅力を来町者に発信する。 (東員町地域公共交通計画 P 2 8 参照)	八風バス(株)、三岐鉄道(株)、関係団体、東員町
⑪キャッシュレスによる運賃收受の実施 ・交通系ICカードやスマホ決済などのキャッシュレスによるオレンジバス運賃の決済方法について、北勢線の導入状況なども勘案して実現可能性を検討し、導入に向けた取り組みを推進する。 (東員町地域公共交通計画 P 2 9 参照)	東員町
⑫快適で安全・安心な利用環境整備 ・鉄道、バス、タクシー車両や鉄道施設、バス停の点検整備などを実施し、利用者が公共交通を快適で安全・安心に利用できる環境の整備に取り組みます。 (東員町地域公共交通計画 P 2 9 参照)	三重交通(株)、八風バス(株)、三岐鉄道(株)、タクシー各社、東員町
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	
表1を添付。	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るオレンジバス東部急行線、南北線、東部線について、その運行に係る費用総額のうち、東員町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。	
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
運行事業者からの報告により毎月の利用者数を把握。利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。	
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	
※該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	
※該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】	
※該当なし	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要	

【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
平成 24 年に東員町公共交通会議を組織し、7 月 2 日に第 1 回会議を開催。以降、毎年継続して会議を実施し、本町の公共交通施策等について協議、検討を行ってきた。 【東員町公共交通会議の開催実績】 (令和 2 年度から令和 6 年度)

開催日	回数	主な議論
令和2年7月30日 (書面決議)	第29回 (令和2年度第1回)	・生活交通確保維持改善計画(案)について ・東員町地域公共交通計画の策定について
令和2年11月6日	第30回 (令和2年度第2回)	・東員町地域公共交通計画(中間報告)
令和3年1月22日	第31回 (令和2年度第3回)	・地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について ・東員町地域公共交通計画(案)
令和3年3月22日	第32回 (令和2年度第4回)	・東員町地域公共交通計画の策定について
令和3年6月18日 (書面決議)	第33回 (令和3年度第1回)	・生活交通確保維持改善計画(案)について
令和4年1月18日	第34回 (令和3年度第2回)	・地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
令和4年3月18日 (書面決議)	第35回 (令和3年度第3回)	・東員町地域公共交通計画の事業実施状況及び目標達成状況の評価について
令和4年6月17日	第36回 (令和4年度第1回)	・生活交通確保維持改善計画(案)について
令和5年1月13日	第37回 (令和4年度第2回)	・地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
令和5年3月27日	第38回 (令和4年度第3回)	・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について
令和5年5月30日	第39回 (令和5年度第1回)	・東員町地域公共交通計画の事業実施状況及び目標達成状況の評価について ・東員町公共交通計画の改定について
令和5年6月29日	第40回 (令和5年度第2回)	・東員町公共交通計画の改定について ・令和6年度確保維持改善計画(フィードバックシステム)の認定申請について
令和5年8月10日 (書面決議)	第41回 (令和5年度第3回)	・東員町地域公共交通利便増進実施計画の策定について ・東員町地域公共交通計画の改訂について
令和6年1月11日	第42回 (令和5年度第4回)	・地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
令和6年3月8日 (書面決議)	第43回 (令和5年度第5回)	・令和6年度東員町地域公共交通会議 歳入歳出予算(案)について
令和6年6月19日	第44回 (令和6年度第1回)	・東員町地域公共交通計画の事業実施状況及び目標達成状況の評価について ・令和7年度確保維持改善計画(フィードバックシステム)の認定申請について
令和7年1月16日	第45回 (令和6年度第2回)	・地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
令和7年3月21日 (書面決議)	第46回 (令和6年度第3回)	・令和7年度東員町地域公共交通会議 歳入歳出予算(案)について

令和 7 年 6 月 1 9 日	第 4 7 回 (令和 7 年度第 1 回)	・東員町地域公共交通計画の事業実施状況及び目標達成状況の評価について ・令和 8 年度確保維持改善計画（フィードバックシステム）の認定申請について
19. 利用者等の意見の反映状況		
・自治会長会、シニアクラブ連合会の代表者を、東員町地域公共交通会議の構成メンバーとし、地域公共交通計画の策定や改定、東員町地域公共交通利便増進実施計画の策定における内容の検討、各種事業の実施にあたり、地域住民の代表としての立場からの意見を反映した。 ・自治会、シニアクラブ、学生、地域公共交通の一般利用者を構成メンバーとする「東員町生活交通を考える会」を組織し、公共交通に係る各種事業の提案や実施にあたり、町民や利用者としての立場からの意見を反映した。 ・令和 2 年 9 月に路線バス・オレンジバスに関するアンケート調査を本町在住の 15 歳以上の男女 3, 000 名を対象に実施した。また令和 3 年 10 月にバス利用者アンケート調査をオレンジバス及び三重交通桑名阿下喜線バス利用者 150 名を対象に実施した。 ・令和 6 年 3 月 20 日に町内在住、在勤者を対象とした「公共交通ワークショップ」を開催した。イオンモール（株）、（株）ヴィアティン三重ファミリークラブ、三岐鉄道（株）、三重交通（株）による取組のプレゼンの後、今後も安全で安心して利用できる持続可能な公共交通サービスのあり方について、事業者、行政、町民が一緒に考える機会を設けた。 ・令和 7 年度には、次期公共交通計画策定に反映することを目的として、町民 3, 000 名を対象にしたアンケート及びバス利用者アンケートを実施する。 ・今後、これらの意見を踏まえて事業を推進する。		

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 三重県員弁郡東員町大字山田 1600 番地
 (所 属) 政策課
 (氏 名) **山田 正彦**
 (電 話) 0594-86-2811
 (e-mail) seisaku@town.toin.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。